

## 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の利用決定 にあたり必要となる個人情報確認 同意書

障害福祉サービス・地域生活支援事業等にかかる利用者負担率等の認定にあたり、以下の台帳等を参照又は閲覧もしくは確認することについて同意します。

- 1 市町村民税に係る課税台帳等の市町村民税関係公簿
- 2 生活保護受給台帳
- 3 障害に係る各種手当（特別児童扶養手当等）の受給者台帳
- 4 健康保険の加入状況
- 5 公的年金の受給状況
- 6 その他申請の内容により必要となるもの

宇治市長 あて

年 月 日

(申請者(児童の場合は保護者)) 氏 名	㊞
(配偶者) 氏 名	㊞
氏 名	㊞
氏 名	㊞
氏 名	㊞

\* 利用者負担率は、世帯の所得で設定するため、世帯全員の課税状況を確認する必要があります。

### [世帯の範囲]

- 障害者（18歳以上）の場合...申請者と配偶者
- 障害児（18歳未満）の場合...申請者（保護者）と配偶者および  
住民票上同一世帯の18歳以上の人

下記の要件を全て満たす場合は、住民基本台帳上同一世帯であっても、特例的に、障害者及びその配偶者を別世帯とみなすことができます。

同一世帯に属する他の者が障害者及びその配偶者を地方税法上、扶養控除の対象としていないこと。

障害者及びその配偶者が同一世帯に属する他の者の健康保険の被扶養者となっていない（当該世帯に属する者が全員国民健康保険の加入者である場合を含む。）こと

特例的な取り扱いが認められるのは、障害者及びその配偶者が市町村民税非課税であるが、その者以外の同一の世帯に属する者が市町村民税課税である場合です。

上記の特例的な取り扱いを行う際にも、同一世帯に属する者全員の税情報の確認は必要となります。